

藤原師尹論

竹鼻 績

藤原俊成はその著『古來風体抄』のなかで「後拾遺集」にふれ、拾遺の後ひさしく撰集はなくして、世に歌よみは多くつもりにければ、公任卿をはじめとして、長能・道済・道信・実方等の朝臣……おほくの歌人どもの歌つもれるころほひ撰びければ、いかによき歌おほく侍りけむ。

と述べてゐる。平安中期の歌壇にも、新しい胎動がみられ、公任をはじめとするすぐれた歌人が輩出し、それらの歌人達は後に中古三十六歌仙として崇敬されている。そのなかの一人、藤原実方は「世のすき者に恥しういひ思はれ給へる」(栄華物語・児果てぬ夢)といわれ、歌人としてのみならず、官人としても将来の榮達を望める立場にあつた。その実方が従四位上で左近中将という顯官ながら、陸奥守となつて東路の果に赴き、かの地で没している。その數奇な一生は幾多の人々の関心をそそらずにおかなかつた。そのため、陸奥守就任についてはさまざまな憶測を生み、それが説話となつて流布することにもなつたが、東国へ下る実方のなかに、当時の人々は物語で馴んだ業平のイメージを思い浮かべたことと思われる。

実方は名門小一条家の出身である。実方の父定時は正二位左大臣で亡くなつた師尹の長男であり、母は源雅信の女で、藤原道長の北の方となつた倫子とは異腹の姉妹であった。しかし、実方は父母の夭逝によつて、祖父の師尹の庇護のもとで幼児期を過ごすことになつた。そのため実方の精神形成のうえで、師尹の影響をよく受けたと思われる。

ところで、小一条家の人々をみると、師尹についての人物評がつき

まとつているように思われる。『栄華物語』の月の宴の巻には、実頼・師輔・

師尹の兄弟の人物評がある。それには三人の性格が、小野宮の大臣は歌をいみじく詠ませ給ふ。すきすきしきものから、

奥深くわづらはしき御心にぞおはしける。

九条の大臣はおいらかに、知る知らぬ程のうとさむつまじさも、おぼしおぼさぬ程のけぢめけざやかなどして、くせぐせしうぞおぼしおきてた人々、多くはこの九条殿にぞ集りける。

小一条の師尹は、知る知らぬ程のうとさむつまじさも、おぼしおぼさぬ程のけぢめけざやかなどして、くせぐせしうぞおぼしおきてたりける。その程さまざまにをかしうなむありける。

と記されている。実頼・師輔の二人の兄に比べて、師尹の人物評はあまりかんばしくない。親疎好惡がはつきりとしていて、物事を考え、処置するのに「くせぐせしう」されたという。これと似た人物評が、師尹の二男で実方の養父の濟時にもみられ、『大鏡』の師尹伝では、

この大将は大臣よりも御心ざまわづらはしく、くせぐせしきおぼえますりて、名聞になどぞおはせし。

と評されている。このように師尹・濟時父子に共通する人物評が、二人の実際の姿を伝えるものであるならば、小一条家の一員である実方をみて、くうえでも看過できない。

本稿は、藤原実方研究の一環として、実方の全体像を把握するために、

小一条家の祖であり、祖父として実方の幼少期に影響を与えたと思量され
る藤原師尹について、その人間像を究明しようとするものである。⁽¹⁾

貞信公藤原忠平は朱

貞信公の藤原忠平は朱雀院の伯父として摂政となり、帝が長じて天慶四年（九四一）十九歳になると、摂政を辞して関白に任命された。『大鏡』の作者が「朱雀院生まれおはしまさずは、藤氏の御榮えいとかくしもはべらざらまし」（昔物語）と看破しているように、藤原北家の繁栄は忠平が朱雀帝の伯父であつたためにもたらされたものである。忠平は天暦三年（九四九）亡くなるまで関白の地位にあって、四人の子は台閣に列し、関白太政大臣忠平、左大臣実頼、右大臣師輔、権中納言師尹、参議師氏という、いまだかつてない輝かしい一時期を現出した。なかでも長男の実頼は小野宮家の祖として、次男師輔は九条家の祖として、一門は政界の主流として活躍していく。

忠平は師尹三十歳の天暦三年三月致仕 八月十四日に小一条邸で亡くなつた。この小一条邸は忠平の死後、師尹が伝領し、この一門は小一条家と呼ばれるようになつた。師尹は延喜廿年（九二〇）五月十六日に忠平の五男として生れた。母は師輔と同じ近院右大臣源能有の女昭子である。このとき父の忠平は四十一歳で、従二位右大臣であつた。政治家としての師尹は、忠平の五男という立場から、前途に期待のもてる位置になかつた。長兄の実頼とは二十歳、次兄の師輔とは十二歳、年齢差があり、二人の兄を凌いで権勢を掌握することはほとんど不可能といえよう。しかし、政治的に不遇であったかというと、そうともいえない。三人の官歴を比較する

これからも明らかのように、位階の陞進は三人のなかでは師尹が一番順調で、天暦二年（九四八）正月の除目では、兄の師氏をはじめ源兼明・伴保明・源庶明などを超えて権中納言に任せられ、從三位に叙せられている。しかし、官職は員数に制限があるので、権中納言になるまでは順調で、その後は停滞したといえ、兄の師氏を凌駕していった。これは師尹が忠平晩年の子であるうえに、末子であったために、忠平から格別に

龍獎されていたためと思われる。師尹が長子でもないのに忠平の邸宅である小一条を伝領したこととあわせて注目される。

忠平の没後、政治の実権は次兄の師輔が掌握することになったが、これは師輔の後宮対策が功を奏したからである。兄の実頼は女の慶子を朱雀帝の女御、述子を村上帝の女御として、それぞれ入内させたが、二人とも皇子を生むことなく早世した。これに対して師輔は、天慶三年四月十九日に女の安子をいまだ皇太弟となる前の成明親王（のちの村上帝）と結婚させた。成明親王が即位してから、安子は女御、中宮となり、のちの冷泉院・円融院を生み、師輔一門の外戚としての地位も確固たるものとなつた。しかし、師輔は天徳四年（九六〇）五月四日に五十三歳で、

兄の実頼よりも早く亡くなつた。

師尹も女の芳子を村上帝の後宮にいた。帝の芳子に対する寵愛は格別であり、芳子は六宮昌平親王、八宮永平親王を生んだが、康保四年（九六七）七月二十九日に、父に先立つて亡くなった。しかし、芳子が帝から寵愛されたことは、政治家としての師尹の立場を優位なものにしたと思われる。村上帝の世は、「世の中の賢き帝の御ために、唐には堯の帝、舜の帝と申す。この国には延喜、天暦こそは申すめれ」（大鏡・師尹伝）といわれるよう、天皇親政が続き、天下は安寧であった。しかし、康保四年五月二十五日に村上帝が亡くなつて、安子所生の冷泉院が即位してからは、長兄の実頼が閑白に任せられはしたもの、實際には名のみで、外戚であ

る師輔の長子伊尹が次第に頭角を現し、師尹も政治家としては実頼よりも腕を揮つたようである。『源語秘訣』所引の『清慎公記』の康保四年七月二

十二日の条には、

言主上追日病発給之由……明日可有除目云々。如此之間、何被行公事乎云々。往代聞武猛暴惡之主、未聞狂亂之君。如此之間、外戚不善之輩、競成昇進之望。左衛門督(師)云、藤納言(尹)望大納言云々。入夜後、右少將為光朝臣來云、明日除目、一昨右大將(尹)與藤大納言(衡)議定畢之由伝承云々。揚名闕白早可被停止之者也。

とあり、師輔の子の伊尹兄弟の権勢欲だけでなく、師尹も実頼を無視して公事を行なおうとしたことを概嘆している。このときは伊尹らの目論みは阻止されたが、その年の十二月十三日の除目では、左大臣実頼は太政大臣に、右大臣源高明は左大臣に、権中納言伊尹は権大納言に任せられた。特に、伊尹は正月の除目で藤原朝成・源重信・小野好古を超えて権中納言に任せられたばかりであるのに、今度は叔父の師氏を超えての陞進で、師尹も上席の藤原在衡を超えた。この人事は師尹・伊尹らの意図したものというよりも、師尹は伊尹に利用されたのではないかとも思われる。伊尹は自分とはあまり年齢のない叔父の師尹（伊尹より四歳年上）には一日おいていたようで、一応は、師尹を右大臣で蔵人所別当を兼ねさせて実権を執らせ、実頼を名目だけの太政大臣にしたのである。このころ実頼は健康状態もすぐれず、『日本紀略』の安和元年（九六八）六月十四日の条に、

小除目。日來天皇時々御惱、太政大臣又如此、仍内官除目今延引、俄被行也。式部・兵部五人。

とあるように政務を行なうに耐えないほどであった。藤原兼実の『玉葉』（承安二年十一月二十日の条）にも、当時のことを、
安和之比、天下乱云々。小野宮殿雖閑白、不預政務。兼家等行云々。
と記している。このころの伊尹は叔父の師尹の思惑を探りながら、次に打つ手を思案していたのである。

一一

安和二年三月二十五日、政治家師尹の評価を左右するような、安和の変

が起こった。この事件については、当時の公の記録はなく、『日本紀略』『扶桑略記』『栄花物語』など、後世に編纂された史書や歴史物語の類が事件の概要を伝えているに過ぎない。それらの資料も事件の原因・経過などについては曖昧な点が多くて、現在においても諸説紛々としている。まず、『日本紀略』に記すところからみていくと、はじめに、

以左大臣兼左近衛大將源高明為大宰員外帥、以右大臣藤原師尹為左大臣、以大納言同在衡為右大臣。

と当日の除目のことが記され、続いて、

左馬助源滿仲、前武藏介藤原善時等、密告中務少輔源連・橋繁延等謀反由、仍右大臣以下諸卿忽以參入、被行諸陣三寮警固・固闕等事……檢非違使捕進繁延・僧蓮茂等。仍參議文範・保光(尹)於左衛門府勘問之、無所避伏其罪、又檢非違使源滿季、捕進前相模介藤原千晴・男久頼、及隨兵等禁獄。又召内記有勅符木契等事、禁中騷動、殆如天慶之大乱。

とある。この二十五日の記事には、明らかに混乱がある。すなわち、初めに除目の事が記されて、次に左馬助源滿仲らが中務少輔橋繁延・源連（日本紀略の源連の官職名は誤り）らの謀反の企てを密告したことが記されているが、これは時間的に逆である。二十六日の条をみると、

文範・保光、重以勘問繁延等。……今日、丞相出家、未刻、於職曹司有宣命并除目・叙位。

とあり、除目は二十六日に行なわれたことになつていて、二十五日の記事と齟齬している。このような時間的な混乱のために二つの事柄の関係が不明瞭になっている。これに対して、『扶桑略記』は三月二十六日の条に、左大臣源朝臣高明坐事遷大宰權帥、年五十六。是依左馬助源滿仲・前武藏介藤原善時等之密告也。左降之除目以前、午時、左府先以出家。……同日、右大臣藤原朝臣師尹任左大臣、年午十也。大納言藤原朝臣在衡任右大臣、年七十六、大僧都如無之子也。

とあって、高明の左遷と満仲らの密告との関係や時間的な推移も明瞭である。しかし、これらの史書には、この事件と師尹の関係は明記されていない。師尹がこの事件の影の主役であるという風聞を書き留めている現存最古の資料は『大鏡』である。同書の師尹伝には、

左大臣に移り給ふこと、西宮殿、筑紫へ下り給ふ御かはりなり。その御事の乱れは、この小一条の大臣のいひ出で給へるとぞ、世の人聞えし。さて、その年も過ぐさず失せ給ふことをこそ申すめりしか。それもまことにや。

とある。同様のことは『帝王編年記』所引の「或記」に

或記云、師尹大臣所為云々。于時、高明公左大臣左大将、師尹公右大臣右大將也。師尹為転左有企云々。右府即剋転左。
とある。この「或記」がどのようなものであるかは定かでないが、師尹が高明失脚後ただちに左大臣になつたところから、師尹をこの事件の影の主役とみるとことは、あまりに短絡的である。すでにみたように、師尹は藏人所別當として、実質的には高明を超えて一の上であつた。この事件で、師尹が公卿の年薦を無視して左大臣になつたのであればともかく、師尹自身が事件に無関係であつても、自動的に左大臣の地位につくことができたはずである。『大鏡』の作者は、師尹だけが事件の立て役者であるとはみていいようである。師輔伝には、円融院立坊の経緯を記したところに、
この後の御腹には、式部卿の宮こそは、冷泉院の御つぎにまづ東宮にも立ち給ふべきに、西宮殿の御婿におはしますによりて、御おととの次の宮にひきこされさせ給へる程などの事ども、いといみじく侍り。その故は、式部卿の宮帝にゐさせ給ひなば、西宮殿のぞうに世の中移りて、源氏の御栄えになりぬべければ、御をぢたちのたましひ深く、非道に御おととをばひきこし申させ奉らせ給へるぞかし。世の中にも宮の内にも、殿ばらのおぼしかまへるをばいかでか知らん。次第のままにこそはと式部卿の宮の御事をば思ひ申したりしに、にはかに、若宮の御ぐしかいけづり給へなど御乳母たちに仰せられて、大入道殿御車にうち乗せ奉りて、北の陣よりなんおはしましけんなどこそ、伝へ承りしか。されば、道理あるべき御方人たちは、いかがはおぼされけ

む。そのころ宮たちあまたおはせしかど、ことしもあれ、威儀のみこそをさへさせ給へりしよ、見給へりける人もあはれる事にこそ申しけれ。そのほど西宮殿などの御心地よな、いかが思しけむ。さてぞかし、いとおそろしくかなしき御事ども出できにしは。

とある。これによると事件の遠因は円融院の立坊にあるという。冷泉院が践祚して東宮を決めるにあたり、皇后安子所生の皇子のなかでは、順序からいえば、第四皇子為平親王が立つべきところであつたが、七歳年下の第五皇子守平親王が東宮に立つた。これは為平親王が高明の女と結婚しており、為平親王が東宮に立つと高明の一族が外戚になるので、それを阻止しようとして九条家の兼家らが策謀して守平親王を立てたというのである。さらに、こともあろうに守平親王が即位するときに為平親王に威儀親王をつとめさせたので、人々は心を痛めたい。このときの高明の心底を「いかが思しけむ」と推量したのに統いて、「さてぞかし、いとおそろしくかなしき御事ども出できにしは」とある筆づかいからは、高明の鬱々とした思いが事件を引き起こしたように受け取れる。ここで注目すべきは、「そのころ宮たちあまたおはせしかど、ことしもあれ、威儀のみこそをさへさせ給へりしよ」とある文である。「威儀のみこ」は諸注にいうように、即位の大礼に威儀を添える親王のことと、守平親王の即位に際して為平親王に威儀親王をつとめさせたという屈辱的な事件が高明の無念な気持ちをつのらせたと語られている。この守平親王の即位は安和の変から六ヶ月あとのこととで、『天祚礼記職掌錄』によれば、この時の威儀親王は左が致平親王、右が盛明親王であったので、『大鏡』にいうところは事実と相異している。このように虚構を用いて高明の憤懣、鬱情を強調しているのは、事件を引き起こさざるをえなかつた高明の立場を擁護しているとみることができよう。安和の変だけではないが、一般的に敗者になつた者には同情的で、敗者の側には微塵も犯意がないと考えがちである。安和の変も、高明に謀反を起こうとする意思がなかつたと決めつけることは事件の真相を見失うことになりかねない。『大鏡』は守平親王の立坊は兼家らの策謀であると断言しているが、安和の変の首謀者が兼家らであるとは言つていない。しかし、安和の変の原因が守平親王の立坊にあり、兼家が関与していることを隠微

に語っている。その一方で、師尹については事件を引き起こしたという風聞を書き留めているに過ぎず、原因・経緯などはまったく語られていない。そもそも、一の上を望むという個人の権勢欲から、師尹が高明を陥れるために満仲に密告させたとみるには、この事件はあまりに規模が大きすぎる。禍は高明一人のみならず、公卿のなかでは、高明の弟の源兼明、辯の源重信、為平親王家司の藤原為光などにまで及び、これらの人々は昇殿を止められている。これだけの犠牲者を出してまでも、左大臣の地位に執着する理由が師尹にはあったのだろうか。前に記したように、師尹は娘の芳子を村上帝の後宮に入れた。才色兼ね備えた芳子は帝の寵愛あつく、第六皇子昌平親王、第八皇子永平親王を生んだが、昌平親王は応和元年（九六二）八月に六歳で夭折し、永平親王は幼少から暗愚の宮として評判になっていた。その上、芳子も村上帝の後を追うように康保四年（九六七）七月二十九日に亡くなっているので、たとえ師尹が政治の実権を握ったとしても、東宮や帝の外祖父という立場になりえないでの、その権勢も一時的なものであることを承知していたはずである。また、師尹は康保四年十二月に右大臣に任せられたときに、蔵人所別当になつていて、この蔵人所別当の職は『職原鈔』の「藏人所」の項には、

別當之入人補之第一

称一上者執柄之外第一大臣也。当所別當一上所補也。是執柄依執天下之政無其暇。仍宮中諸公事併與次大臣。故以次人為一上也。殿上事准之、可知之也。

という解説がある。師尹の上席には左大臣源高明がいたが、実質的には師尹が実頼につぐ一の上として、実権を掌中にいた形である。この師尹が左大臣という名に執着して、「殆如天慶之大亂」といわれるような大事件を起こすことは考えられない。師尹は右大臣に任せられて六日後の康保四年に形のごとく初度の上表をし、安和元年正月までに三度の上表をしているが、辞表は返されて、右大臣・右大将・春宮傳の職にとどまっている。現存の史料によるかぎり、師尹は極度に権勢欲が強くて私利私欲のために他者を犠牲にすることを平然と行なう人物であるとみることはできない。師尹が満仲を手先にして高明を陥れたという見方が成り立つ前提条件と

して、師尹と満仲の関係や、師尹と高明との関係が背信行為をして当然であると思われるほど疎遠であつたかなどが明らかにされなければならぬ。特に、この事件の当事者である師尹と高明とが日常どのような関係であったかを知つておく必要がある。しかし、史料類には二人の個人的関係が記されていないために、この事件に関する從来の研究は、まったくこのことを考慮していない。

第一の師尹と満仲との関係について、石母田正氏(3)は、

(1) 満仲は師尹の従者―侍であつたらしいこと。

(2) 満仲は特定の人の「僕従」ではなく、師尹の手先きになるにしても、自分自身の利益の追求を忘れない「従者」で、安和の変では満仲対千晴という対立が付隨していたこと。

などを説いている。石母田説を検討するために、『日本紀略』の安和の変についての記事を整理すると、

(a) 左馬助満仲と前武藏介藤原千晴等が中務少輔源連と橘繁延等の謀反を密告した。

(b) 檢非違使が繁延と僧連茂等を捕えた。

(c) 檢非違使源満季が前相模介藤原千晴とその子の久頬や隨身を捕え禁獄した。

(d) 橘繁延は土佐に、千晴は隠岐に、僧蓮茂は佐渡に配流となつた。

となる。氏名・官職などに混乱があり、史料としては正確さに欠ける。すなわち、(a)の中務少輔源連は『扶桑略記』によれば左兵衛大尉の誤りで、中務少輔であったのは繁延であった。この繁延は『扶桑略記』では敏延となつており、『改元部類記』(応和四年七月十日の条)・『拾遺集』(哀傷・二九四)などによれば、敏延が正しいようである。また、『日本紀略』には連の配流については記されていないが、『扶桑略記』には伊豆に流されたとある。

これら人物が相互にどのような関係にあるかが記されていないのでわかれにくいかが、連は伯母の周子が近江更衣と呼ばれた高明の母であり、姉か妹の一人が高明の室になつていうという姻戚関係にあつた。僧連茂の素性は明らかでないが、この事件で処罰されたのは僧侶だけではなく、『太神宮

『諸雜事記』によれば、大中臣仲理も謀反の成就を祈ったという嫌疑で太神宮宮司の職を停められている。仲理は「左大臣殿相伝御家人」であったので、連茂も左大臣関係の人物で、仲理と同じように謀反成就を祈願したのかも知れない。敏延も橘氏系図に該当者がなく、高明との関係は明らかでないが、高明の恩顧を蒙った人物であつたろうと想像される。これら密告された人物以外で禁獄された藤原千晴は、この事件とどのようなかかわりがあつたのか、また、師尹が満仲を手先として密告させたとすれば、藤原善時が加わっていることをどのように考えたらよいかなど疑問がある。

藤原千晴は藤原秀郷の子で、安和の変の前年に訴訟事件で勘問されたことが史料に見えるが、これについて、石母田氏は「前年に訴訟事件で勘問されたことはあるが、それはかかる処刑の理由とはならないから、彼の配流はおそらく源満仲によって行なわれたものでなかろうかとおもわれる」と述べ、満仲と千晴の対立関係に注目している。石母田氏の説明は簡略で、両人の対立関係が具体的にどのようなものかは記されていない。千晴の訴訟事件というのを、『本朝世紀』の康保四年（九六七）六月十四日の条

に、
被定固伊勢閔使々左馬助源満仲申病由、並相模權介藤千晴等事。ミミ
ミミ不被許。公家有大事間、追可□沙汰云々

と見えるのが最初である。偶然にも満仲の伊勢固閔使のことと、千晴の訴訟のことが同じ日に定められている。従来の安和の変についての論の多くは、この史料を読み違えて、この日に満仲と千晴とが伊勢固閔使に任せられたと解しているが、固閔使は五月二十五日に冷泉帝が践祚した日に発遣されているはずである。ここは固閔使に任せられた満仲が病と称して辞退したことの理非を定めたものと考えられる。このときの議定は満仲の件は許されたが、「ミミ不被許……」とあるのは千晴の訴訟についてのもので、この件は裁可がなく、追って沙汰するということになった。翌年の安和元年八月二十三日に千晴と義盛とを勘問すべき宣旨があつて（日本紀略）、九月十四日に勘問された。『日本紀略』の同日の条には、

被定相模介藤原千晴、為武藏介平義盛被強奸之由、勘問日記。

とあり、武藏介（八月二十三日の条は「前武藏權介」）平義盛がなにかの理

由で相模介千晴を強奸し、千晴が訴えたようである。千晴は被害者で、公家に敵対したわけではないので、この訴訟が安和の変における「処刑の理由とはならない」のは当然である。この訴訟で注目されるのは加害者が武藏權介平義盛であることである。彼が武藏權介のときにだれが武藏守であつたか不明であるが、満仲もこの事件以前に武藏守（一説に武藏權守）であつたことがある。安和の変で満仲とともに密告した藤原善時も「前武藏介」であつたことを考へると、二つの事件の関係者が武藏国でつながっていることから平義盛が千晴を強奸したのも、義盛の個人的な忿懣だけではなく、背後で満仲が糸を引いていたのではないかと推測される。

満仲と武藏國とは深い関係にあつた。満仲の父の經基は武藏介として赴任（天慶三年（九四〇）一月に平将門の謀反を密告して從五位下に叙せられ、征東大將軍忠文が進發するに当たり、副將軍に任せられた。しかし、經基らが到着する前に將門を平定したのは下野押領使であった千晴の父の藤原秀郷と常陸大掾平貞盛であった。その軍功によって、秀郷は三月九日に六位から越階して從四位下に叙せられ、功田を賜り、さらに十一月十六日には下野守（一説には武藏守を兼任）に任せられたが、貞盛は從五位下に叙せられただけで、忠文・經基にいたつては恩賞に与ることはできなかつた。このときの話として、『吾妻鏡』の宝治元年（一二四七）九月十一日の条には、

平將門於東國反逆之間、同三年正月十八日、參議右衛門督藤原忠文蒙征夷大將軍宣旨、賜節刀、下向閔東。而未到以前、同二月十四日為藤原秀郷將門被誅之間、忠文自途中帰洛、三月九日秀郷・貞盛等被行賞之處、忠文同可蒙其賞之由申之。有陣定、一座小野宮殿被申云、賞疑不行云々。次九條殿被申云、下著以前逆徒雖令亡滅、隨勅定之功、何被棄捐乎。刑疑不行、賞疑聽云々。然而就先意見、無沙汰。忠文喜恩言、進置家領券契狀九條殿訖。至卒逝之期、奉怨小野宮殿云々者。

とある。実否は措くとして、この話は『源平盛衰記』や『將門純友東西軍記』などもある。これらによれば、忠文の論功の陣定で、小野宮実頼は否否定的な意見であったが、師輔は下向の諸将にも軍功があるとの考え方述べた。これを聞いた忠文は師輔の好意に感激し、実頼には怨みを残して墳

死したという。これらの話で語られている忠文の思いを、経基も抱いたことであろう。このような父の代からの千晴と満仲の因縁が、武藏権介平義盛の強奸事件や安和の変とも関係あると思われる。満仲の密告が九条家に優位に働いていることと、前記の話の師輔の忠文・経基らに対する温情とは無関係と言えないだろう。このように事件の背景を見てくると、満仲を動かした影の主役は、師尹ではなく、九条家の伊尹・兼家らではないかといふう疑いが強くなつてくるが、この点については後で、改めてとりあげることとする。

三

安和の変を利用して師尹が高明の失脚を謀ったとみると、二人の日頃の関係から再検討を要すると考えられる。この二人の関係を示す史料はまつたくといってよいほど無い。わずかに、高明の子の元服のこととして、『大日本史料』所引の『天暦六年御元服記』に、

十二月二十八日、是日使平朝臣保衡、請左兵衛督師尹、為児少子加冠也。

報云、不积院御服、就吉事有忌疑。故東宮御初袴日、不参仕。仍不堪。報云、輕服殊非可忌、故尋親奉請。至于他故、敢非申限。重報云、前

不參東宮、若參詣憚物聞、仍不能參。

という話がある。高明が子（忠賢の兄に当る）の元服に際して、師尹に加冠の役を頼んだところ、師尹は八月十五日に亡くなつた朱雀天皇の喪に服しており、東宮の着袴の儀にも参仕しなかつたことを理由に辞退した。という。加冠の役は元服における最も重要な役で、攝関の子弟の元服では天皇が、納言以下の子弟では攝関が当ることもあった。このような役を師尹が頼まれたのは、高明の信頼が篤く、徳望のある人物であると認められていたからである。一方、師尹が固辞したのは高明と親密な関係になることを避けたのではなく、師輔の女の安子が生んだ東宮の着袴に参仕しなかつたことから、服喪ということで筋を通そうとしたからであろう。

このようにわずかな史料からも師尹と高明との親密な関係を窺うことができるが、両者の関係を具体的に物語ってくれるのは『元輔集』である。

『元輔集』については論すべき問題もあるが、当面の問題について述べる

こととする。『元輔集』の歌仙本二四番には次のような歌がある。

天徳二年八月、白河の院に權大納言源朝臣、右大將藤原朝臣などま
原朝臣などまかりて、秋の花露など思ひひらくといふ

ほころびて花咲きにけり藤袴匂ひをむすぶ露にまかせて

この歌の詞書は他の宮内庁書陵部藏丙本・同甲本などには、

天徳二年八月十四日、大納言源の朝臣、右大將藤原の朝臣本のまゝ

(丙二九)

天徳二年八月十四日、白川院、故大納言源朝臣、右大將藤原朝臣などま

かりて、秋の花の露をおひてひらくといふ事を詠み侍りしに(甲二七)とある。この三本の詞書は歌題・同行した人物に微妙な相違があるが、甲本の「白河院」は「白河院に」の「に」が脱落したものであり、「故大納言」は「こん大納言」の本文を誤ったものであろう。この三本は詠作時期を天徳二年八月とする点では一致している。ところが、丙本には、

八月十日、權大納言、左大將などして、秋の花露を
おもひてひらら(右傍ニ「本」トアル)すといふ題詠

み侍りしに

うつろひて花咲きにけり藤袴匂ひをむすぶ露にまかせて (丙二五)

として重出しており、詠作時期が明確でなく、同行した人物も相違している。詠作時期を天徳二年八月とすると、当時は「權大納言」がいなかつたので「大納言」の誤りと思われる。源姓の大納言としては源高明があり、天暦七年(九五三)九月から康保三年(九六六)正月右大臣に陞るまで大納言であった。一方、同行した「右大將」は、丙本二五番の詞書に「左大將」とあるが、これは「右大將」の誤りであろう。高明が大納言であった時に「右大將」であった人物は、師輔(天暦九年二月十七日まで)、頸忠(天徳元年四月二十五日まで)、師尹(安和二年三月二十六日まで)の三人であるが、天徳二年八月に右大將であったのは師尹である。そこで、この歌と師尹との関係について明らかにする必要がある。ここで参考となるのが、次に掲げる『本朝文粹』所収の源順の詩序である。

白河院者、故左相府之山庄也。自掩黃閣、不掃綠蕪、烟柳斂眉、二年之空暮、水石如咽、三廻之秋欲蘭、左武衛藤相公、恋尊閣之遺德、慕勝地之旧遊、遂與簷事納言・尚書相公、卷簾幌竝筆硯、聊暇日而遊、於覽是有秋花逐晚露、……

文中の「左武衛藤相公」は左兵衛督藤原済時、「簷事納言」は中納言春宮大夫の源延光、「尚書相公」は參議右大弁の源保光のことであり、師尹が亡くなつて三年目に当る天禄二年（九七一）秋（延光が中納言に任せられたのは天禄元年八月五日である）、師尹の山荘である白河院において、済時が詩宴を催したのである。その詩題は「秋花逐露開」で、『元輔集』甲本の詞書の歌題と一致する。このことから済時は、かつて師尹が白河院に遊んで、「秋の花露をおひて開く」という題で歌を詠んだことを承知していたと考えられる。したがつて、問題の「右大将」は師尹であることは明白である。この歌の詞書から師尹・高明らが白河院に遊び歌会を催したことが知られる。

また、歌仙本二一番には、次のような歌がある。

天徳四年六月十四日、權大納言、右大將藤原朝臣など、

月のあかつき夜歌よみ侍けるに、むかしをこふる心を

よみ侍りしに

天河月はかはらぬ空ながらありしむかしのよをやこぶらん

(甲二四・丙二六)

詞書は丙本に「天とく四年三月十四日、源大納言、右大將藤原朝臣など、

つきのあかきにいでゐて、うたよみはべりしに、むかしをこふる心ばへなど、ひと／＼よみはべりしに」とある。「六月十四日」という歌仙本の本文について、藤本一恵氏⁵は、師尹の兄の師輔が五月四日に亡くなつて、師尹

は服喪中であるので、師尹が出席するとなれば、六月十四日は無理であるとみて、「三月十四日」の本文を採用している。しかし、歌の初句は歌仙本や甲本には「天河」、丙本は「あまのはら」となつてゐるが、いずれにしても「三月十四日」という日付とは齟齬するので、「六月十四日」とあるのが原型本文である。この詞書の「權大納言」も前歌と同じように異同があるが、天徳四年當時、大納言であったのは師尹のほかは藤原在衡と高明の二

人であり、丙本の「源大納言」の本文を参考にすれば、源高明のこととみてよからう。このときなぜ人々は「昔を恋ふる心」を詠んだのかは、この歌会の性格を知るうえで重要である。ここで注目されるのは前記のように五月四日に師輔が亡くなつてゐることである。この師輔の七七忌の法会は、『采花物語』の月の宴の巻によれば、「六月十日」に行なわれたというが、『日本紀略』には六月二十二日に中宮安子が法性寺で七七忌の法事を行なつたことがみえる。師輔は師尹の兄であり、高明にとつては舅にあたるので、この二人が中心になつて、師輔追悼の歌会を催すことはありうる。六月十四日という日時といい、「昔を恋ふる心」という歌の主題といい、追悼の歌会とみることに支障なかろう。

これらの『元輔集』の歌から、天徳年間の師尹と高明とは親密な関係にあつたことが知られる。安和の変は、このときから九年後に起つてゐるので、九年間に二人の関係に決定的な亀裂が生じたとみないかぎり、師尹が高明を陥れるような暴挙を演じたとは考えられない。この九年間には、先にみたように、師輔の死、守平親王の東宮冊立など、激しい政情の変化があつた。特に守平親王の立坊が高明に与えた衝撃はおおきかったが、この立坊に当り、師尹が東宮傳になつたのは、師尹が守平親王の立坊に積極的であつたからではなく、春宮大夫に任せられた師氏とともに東宮の母方の縁者であつたからである。二人の間に立坊をめぐる軋轢やその後の感情的対立はなかつたと思われる。安和元年は事もなくくれて、二年正月二日に、太政大臣実頼第において遊宴が催された。このときの様子は『大鏡』の昔物語に、

あはれに候ひけることは、村上うせおはしまして、またの年、小野宮に人々参り給ひて、いと臨時客などはなけれど、「嘉辰令月」などうち誦ぜさせ給ふついでに、一条の左大臣、六条殿など拍子とりて、席田うちいでさせ給ひけるに、「あはれ、先帝のおはしまさましかば」とて、御笏もうち置きつつ、あるじどのをはじめ奉りて、こと忌みもせさせ給はず、上の御衣どもの袖ぬれさせ給ひにけり。さることなりや。なにごとも聞き知り見わく人のあるはかひあり、なきはいと口惜しきわざなり。

と語られている。この話は後世の『文机談』にあるが、当日、会した人々のことは記されていない。しかし、『本朝大鏡』の裏書には、

清慎公記云、安和二年正月二日、左府以下皆悉來儀、数盃之後、聊有

管絃之興。調絃未畢、満座拭淚。是則依先皇御時奏曲之倫也。数曲之

後、臨昏散去。

小一条左大臣記云、安和二年正月二日、庚辰、晴。午刻許、公卿五六

輩過臨。数盃後、参太相府(夷)、盃酌數巡間、唱絲竹。恋念先帝、涕泣

者多。

右大臣師尹なども参会しての遊宴であった。これは公的なものでなく、参會者のなかには九条家の者はおらず、どちらかといえば、実頼・高明・重信など反九条家の立場の者が多いなかに師尹もいたことに注目すべきである。この話から師尹は反九条家の立場にあつたと考えられるからである。

このことを具体的に示すものとして、安和の変が起る一ヶ月ほど前に起こった、師尹の家人と兼家の家人との小競り合いがある。『日本紀略』の安和二年二月七日の条には、この事件を、

右大臣師尹家人與中納言兼家卿家人鬪乱、大臣家舍人一人被殺、大臣家人数百人出来、打破中納言家、此間中納言家為兵三人、亂髮取鉢者四五人出来。大臣家射留一人。

と記しており、武力行使にまで及んでいる。これは家人同士の単なる喧嘩ではなく、師尹と兼家との険悪な関係が表面化したものであった。これより先、安和元年十一月の大嘗会の叙位で、主基・悠紀関係の国司でもない兼家が兄の兼通を超えて從三位に叙せられただけでなく、蔵人頭・左近中将・春宮亮などの兼官を辞退しなかつた。これは『一代要記』に「仰云、不可為例」とあるように異例の人事であった。このような兼家の突出ぶりに加え、同年十二月七日には兼家の女の超子が女御となつた。これも『一代要記』に「未為公卿女、為女御初例也」とあるように異例のことであつた。冷泉帝の殊遇を蒙つていたとはい、兼家の外戚の立場を利した横暴な振る舞いは目にあまるものがあつた。前掲の話で、実頼家に会した人々が管絃に興じて涙したのは、管絃の理解者であった村上帝を失つた悲しみ

からだけではなく、帝の死により政道が混乱したことの慨嘆したからである。安和二年二月七日に行なわれた除目では、兼家は參議を経ずして、中納言に任せられ、依然として藏人頭・左近中将を兼官した。このような兼家の我意を押し通す態度を師尹は叔父として黙過できなかつた。それが家内同士の衝突として顕在化したのが、先の事件であろう。このように師尹と兼家とは険悪な間柄であり、両人が機密を要する企てを合力して行なうような状態ではなかつた。

師尹を安和の変の影の主役とみる『大鏡』の風聞を信用して、師尹を首謀者の一人と見る説は現代の研究者にも多いが、明確な根拠があるわけではない。その論拠の主なものは、

①師尹は実頼の死後、その地位を高明が繼ぐ事態を恐れていたこと。
②安和の変によって、師尹は左大臣になり、一時は摂政に準ずる地位をしめたが、これは高明左遷によつて可能なものであつたこと。

などである。①は具体的には、當時、冷泉帝は心の病に悩まされており、実頼も健康を害していたので、万一一の場合には、年高から高明が関白の地位につく可能性が強かつたであろうという推測に基づいている。これは一つの見方としてありうるが、実頼の死を契機にして事件が勃発したのであれば、この論拠も首肯できるが、いまだ実頼が生存している時点で事件は起きているので、單なる推測にすぎない。②は前にも記したように、師尹がみずから事件を引きこさなくとも、左大臣の地位につくことは可能であつた。これが論拠となりうるのは、この事件によつて、師尹が上位の者を越え、年高を無視して左大臣になつた場合である。現状では、師尹が首謀者であるという明確な根拠はなに一つない。

この事件が安和二年三月という時点で起つた必然性を考える必要がある。この時期は、すでに記したように兼家が権力を掌中にいれるために独走していく時期である。伊尹・兼家らは不安定な冷泉帝の治世の終末を予断して、守平親王即位後の政権について明確な構想をたてていたと思われる。守平親王が即位した後の東宮として、再び為平親王を擁立する動きが起つてくることは予想できた。九条家にとって、それに対抗できるような東宮候補がいなければ、劣敗は必定であった。折しも、伊尹の女の懐子

が安和元年十月によろやく第一皇子師貞を生んだ。師貞は生後二ヶ月を経た安和元年十二月に親王になっている。これにより、安和二年以後、事ある場合はいつでも懷子の生んだ皇子を東宮に立てることができる体制がでかがつたといつてよい。あとは時機の到来を待つばかりである。このような一連の動きをみてくると、安和の変は九条家の伊尹・兼家らによって起されたものであり、師尹が首謀者であるというのは、後世の風聞に過ぎないと思われる。よしんば師尹が伊尹・兼家らの企みを知っていたとしても、師尹一人の力でこれを阻止できるほど、事は簡単でなく、それほどまでに外戚としての九条家の権勢に対する執着はすさまじいものであったというべきであろう。師尹も伊尹・兼家らの非道な行為を隠蔽するために利用されたというのが、事の真相であろう。

『大鏡』の作者が風聞だけを書き留めて、具体的には何も語っていないことの意味も、そこにあると考えられる。すなわち、『大鏡』の作者は、このような話柄を好んで取り上げて、熾烈な政権抗争にあけくれた男たちの凄絶なドラマを描いているが、そのような作者が、他氏を排除して藤原北家専権体制を確立していく過程の大事件を、単に主謀者の風聞のみを書き留めてすませてしまうとは考えられない。この風聞が具体的で、事件の真相を伝えるものであるならば、『大鏡』の作者には恰好の話題であり、作者は仮構を用いてでも、生彩ある筆致で事件を描いたはずである。それが『大鏡』の方法でもあった。このような『大鏡』の方法からは、師輔伝の守平親王の逸話にこそ、この事件の真相が語られているとみるべきであろう。『大鏡』は、風聞を記したあとに「それもまことにや」と締め括つているように、全面的に信じてはいない。このような風聞が胚胎したのは、師尹が左大臣になつて七ヵ月後の安和二年十月十五日に亡くなつたからである。師尹の死因は明らかでなく、『源平盛衰記』には「声の失る病」に罹り、一月余り病んで亡くなつたとあるが、確かにない。『愚管抄』卷六には、左大臣良輔が「もがき」（疱瘡）で亡くなつたことを記した箇所に「師尹もかく失せられたりける」とあり、師尹も疱瘡で亡くなつたとも解せるが、この年に天然痘が流行したという記録はないので、それが死因ではなかろう。いずれにせよ、当時は、このような事変があり、勝者に不幸があると、

犠牲者の怨霊や生靈の仕業であるとか、その祟りであるとかいう噂が広まり、いつのまにか逸話が生成され、流布していった。この安和の変に関しては、師尹にまつわる逸話は平安時代の文献なく、『愚管抄』『平家物語』に断片的に見られるが、逸話としては『源平盛衰記』の話が古い方である。このことからも、師尹が安和の変の首謀者の一人であるという見方が、それほど古くないことを消極的ながら証しているといえよう。

安和の変によって師尹が高明の後を襲つて左大臣になつたという巡り合わせが、師尹にとって不名誉な風聞を立てられることになり、ひいては彼の政治家としての評価を低めることにもなつてしまつた。しかし、この時期は、政治に携わる者にとっては難しい時期であつた。聖帝の誉れ高い村上帝や権力者の師輔の死が事態を混迷させた。時の一人である実頼は、楊名介に等しいと自己を卑下するだけで、積極的に指導性を発揮しなかつた。これは病弱の身でできなかつたのではなく、しなかつたといふべきである。公卿たちは自己保身に汲々とし、官吏も政務を粗略にして「今年正月以後、九月以前、有政之事、或月只三四日、或月僅七八日、古来未有如此之例」（可勤行外記政事）といわれるほど、弛緩していた。このような間隙をついて、伊尹・兼家らは勢力を拡大し、権勢をほしいままにしていった。師尹が実頼を無視して除目を行なつたことがあつたのは、このようないい方のものが早逝して、後世の人から汚名を蒙り、病弱な実頼が生き残つて、「徳人」に比されて賛仰されたのは皮肉なことであつた。

四

師尹については、安和の変の影の主役であるという風聞のみがひとり歩きして、その性情について触れたものは『栄花物語』の人物評のほかにはない。この『栄花物語』の師尹の人物評は、先に述べたように実頼・師輔に比べてあまりかんばしくないが、はたして師尹の人間性を伝えていくのであろうか。ここでは当時の史料を博搜し、この問題についてみていく。『西宮記』に引かれた『小一条記』の逸文のなかには、次に掲げる天暦七年正月四日の条がある。

天暦七年正月四日小一条記云、大東夫宮依御卯杖參東宮。右大弁云、今日供奉諸司可從吉服之由、已有天氣、而着鈍色衣參入如何者。予陳云、今日之事非大儀、若無便宜只退出許也。於着吉服者尤有憚。弁云、又候氣色可示者。暫又仰云、御杖令亮以下供奉、汝候陣座可行事者。從仰候陣座。未二刻御南殿、近衛陣階下。後學士亮以下舉御杖案奉獻。其後大舎人左右兵衛奉獻之。

(西宮記・御卯杖)

これと類似の記事は『北山抄』にも引用されている。これは卯杖の日のできごとを記したものである。天暦七年正月は前年八月に朱雀法皇が亡くなつたので、服喪中であつたが、吉服で参仕するようにとの村上帝の達しがあつた。しかし、師尹は鈍色の衣を着て参入して、右大弁藤原有相にとがめられると、今日は大儀でないので、鈍色で都合が悪いようなら退出するが、服喪中なので吉服を着ることは憚られると言つた。そこで有相が帝に伺うと、師尹は陣座で行事し、卯杖は春宮亮以下の者が供奉するように指示したという。服喪中で、卯杖は小儀であるから鈍色でもよいというのが師尹の言い分である。しかし、師尹が帝の意向を無視して鈍色で参入したのには、それなりの理由があつたと思われる。朱雀院の服喪については、『北山抄』に「定申、本服三月之間、停飲宴作樂・臣下著美服之由、下知官符。唯計日十一月可為限者」とあり、『左經記』の長元九年五月十三日の条にも「天暦六年朱雀院御事、御心喪間、同鈍色云々。彼時臣下皆雖不可然之由、起自叡華給云々」とあって、心喪は三ヵ月間で帝は鈍色の服を着たことが知られる。しかし、『小右記』(寛弘八年七月十五日の条)には「朱雀院例、一周忌之間、卿相侍臣、節会行幸神事等外、著鈍色」とあり、一周忌までは、大儀以外には鈍色を着ることになつていた。師尹が卯杖献上に鈍色で参入したのは、この定めに従つたものと思われる。それにしても、「若無便宜只退出許也」というのは強硬な態度である。これは卯杖の前々日に行なわれた東宮大饗で、帝の仰せで音声を停止したことに関係があろう。このとき帝の仰せは、師尹の兄の師輔の『九条殿記』(年中行事二・東宮大饗)には「依天氣停雅樂音声。其仰云、昨立樂依臨時仰停止也。是雖在心喪之外、依有所念行也。至于宮者、雖無其忌、於陣中發樂、非無所憚。加以大后御在所已近。何無用意者」とある。心喪の期間でなく、東

宮は喪に関係ないが、陣中では遠慮すべきであり、そのうえに太皇太后宮の御在所の近くがあるので音声を停止せよというのが帝の仰せである。これに対し、師輔は「此仰不甘於愚心、故何者縱雖大臣居處近、至于例事、何有所憚。時□□(人以カ)昨停立樂、猶不為吉、況於宮乎」と反対している。師輔の考えは筋が通つており、当時の政治家にとって、故実を輕視されることは、行動の規範を失うことになる。師尹の考えも師輔と同じであつたと思われる。卯杖の日の師尹の強硬な態度は、このように自身の意向で音声を停止した帝が、小儀の卯杖の日には鈍色でよいのに吉服で参入せよというように、故実を無視した命を出されたことに反発したものであろう。師尹は、その場その場で考え方や態度を変えるような節操のなさを、極度に嫌つたものと思われる。それは融通性がないという見方もできるが、生真面目で剛直な性格の所為とみるべきであろう。前に記したように、高明の子の元服の加冠役を辞退したのも、朱雀院の喪に服していた時であり、二十日前に行なわれた東宮の著袴にも参上しなかつた。このように師尹の考え方や行動は一貫しており、規範を守る剛直な性格の人物であった。このような性格であるから、正しいと信じることはたとえ一人でも主張し、実行する人物であった。『北山抄』(卷十・加階事)には、次のような話がある。

天暦聖朝率分事初立之後、兩三國司有過進年□、不究率分之者。諸卿奉仰、定申加階給否。在衡卿以下皆申云、公物不失、可給加階。師尹卿獨申云、若率分之欠、可解却見任之由。科條已存、然而不處其科、在公物之不失、何更得預賞乎。勅定從之。兩三年後、有恩給之云々。これは率分を怠つた国司の加階を定めたときに、諸卿が加階に賛成したのに対し、師尹一人だけは、科のある者に、その科を咎めないで賞を与えるのは道理に反すると主張したという話である。ここには、是々非々を明確にして、情に流されずに物事を処理する、非情とも思えるような師尹の姿がある。これも彼の実直さ・生真面目さからきたものである。

『采花物語』の作者が師尹を「知る知らぬ程のうとさむつまじさも、おぼしおぼさぬ程のけぢめけぢやかになどとして」と評しているのも、善惡・正邪・理非の区別を明確にする師尹の性格が、対人関係において表れたも

のである。それは好惡の感情がはつきりしているというより、生真面目な師尹の性格から行動の規範が曖昧な人を避けたものと思われる。「くせぐせしうぞおぼしおきてたりける」というのも、善惡・正邪をはつきりと言い、態度でも示したために、ひとくせある人物として遠避けられるようになつたものと思われる。この点では、兄弟のなかでは、融通無碍な性格で度量が大きく、人心を収攬した師輔とは異なり、融通がきかず、気心が知れないと言われた実頼にちかい性格であった。実頼についての「奥深くわづらはしき御心にぞおはしける」という評は、好意的な言い方をしていに過ぎず、師尹についての「くせぐせしうぞおぼしおきてたりける」という評とあまり懸隔はない。これは『栄花物語』の作者の、実頼・師尹についての個人的な好悪感によるもので、客觀性に欠けている。九条家や小野宮家と違い、小一条家は治時以後は凋落してしまった。期待された東宮居貞親王の践祚はなかなか実現せず、治時も亡くなり、その子たちも顯官につけずに低迷した。こうした一家の命運から、小一条家の人々に対する世上の評価も厳しくなっていることは否めない。『大鏡』は師尹の列伝を設けているが、そこで語られているのは師尹の娘の芳子所生の八宮永平親王の滑稽譚や治時の娘の城子所生の小一条院敦明親王の東宮辞退事件であり、さらには治時の娘の二君の零落ぶりで終わっていて、実方については一言も触れられていない。このような『大鏡』の作者の取り上げ方に、この一家の不運が象徴されているように思われる。

五

師尹は公卿として、文化人としての一面をももつていた。有職故実に通曉していたことは前掲の話からも窺える。当時、有職故実に明るいことは練達した政治家にとって必要なことであった。『通憲入道咸書目録』によれば、師尹には『小一條記』(『小左記』『小一條曆記』とも)と呼ばれた日乗があり、高明の『西宮記』の裏書にもしばしば引用されているが、現在は散逸してしまった。また、『本朝書籍目録』によると、村上帝が撰した『清凉記』は師尹が勅命を奉じて撰したともいう。これについては書陵部藏『法性寺殿御記』の元永二年三月一日の条には、宗忠との話のなかで『清凉記』

にふれ、「天暦聖主令作始給書也。以小一条大將治時、遣小一条大臣許、彼大臣感之加注文云々。仍披露於世間之清涼記二部也云々」と語っている。これによれば師尹が注を加えたもので、師尹の学識のほどが窺える。師尹が有職故実について、どのような独自の見解をもつていたのかは、現存史料からは明らかにはできないが、『西宮記』や『北山抄』の断片的記事や、朝儀における治時の振る舞いなどから、父である師尹の有職故実に対する考え方を窺い知ることができる。

このような練達した政治家が身に付けていなければならなかつた有職故実のほかに、音楽・和歌などの嗜みもあつた。師尹は娘の芳子に身につけるべき教養として「一つには御手を習ひ給へ。つぎにはきんの御琴を人よりことに弾きまさらむとおぼせ。さては、古今の歌二十巻をみなうかべさせ給ふを、御学問にはせさせ給へ」と教えたという話が『枕草子』に見える。師尹自身も箏の琴を能くし、歌を説んでいた。師尹の兄弟たちは和歌の才もあり、実頼には『清慎公集』、師輔には『九条右大臣集』、師氏には『海人手古良集』とう家集が現存しているが、師尹に家集があったという徴証はない。師尹の詠んだ歌は『後撰集』にわずか三首撰收されているにすぎない。

① 女のもとにつかはしける

青柳のいとつれなくなりゆくかいかなる筋に思ひよらまし (六七)

② 人のもとにつかはしける

いかがせむ小倉の山の郭公おぼつかなしとねをのみぞなく (一九六)

五節の所にて、閑院のおほい君につかはしける

ときはなる日陰の蔓けふしこそ心の色に深く見えけれ
返し (七三五)

誰となくかかるおほみにあかからん色をときはにいかがたのまん

前述のように、師尹は村上帝の女御となつた女の芳子に、女性の教養として『古今集』全巻を暗唱するよう教育したといわれているが、師尹の歌も古今的詠法のものであった。①の歌は「青柳の」を枕詞とし、柳の縁語の「いと」「より」を掛詞として用いて、女のつれない態度に困惑し悩む気持を詠んでいる。②も「小倉の山」の「小倉」に「小暗」を掛けて、「お

「ぼつかなし」を導き、ほととぎすを自身の暗喩として、女に逢えない不安・焦燥を訴えている。当時は、小倉山は紅葉の名所として、歌では鹿を取り合せて詠まれることが多く、師尹の歌のように「小倉」に「小暗」を効かせて「おぼつかなく」に続けた詠法を用いた源順の歌（順集四七）でも、

小倉山おぼつかなくあひぬるか鳴く鹿ばかり恋しきものを

というように鹿が詠まれており、師尹の歌のようにほととぎすを配しているのは斬新で、当時は類例がない。師尹の歌に似たものとしては、「小倉山」を「くらまの山」とした、

さつきやみくらまの山のほととぎすおぼつかなしや夜半の一声

という藤原清正の歌（清正集二三）がある。実方にも、

さつきやみ倉橋山のほととぎすおぼつかなくも鳴き渡るかな

という歌（建治本一八九・丁本九三・永仁本七五）がある。この歌は直接的には清正の歌に依拠したものであろうが、実方の脳裏には祖父の師尹の歌が思い起されたと想像される。

③は源宗于の長女の閑院の大君との贈答歌である。五節の日陰の髪の常盤の緑にちなみ、深く変わらない思いを告げた歌であるが、「心の色」という表現は秀抜である。「心の色」という表現は西行・定家・慈鎮などの中世の歌人たちが好んで用いているが、平安時代の歌には見られない。このよな表現をさらりといふ言語感覚に非凡な才を窺わせるが、現存する作品が少なく、師尹の歌才のほどを知ることができないのは残念である。師尹が最初に交渉をもつた歌人は紀貫之であった。『貫之集』には、次に掲げるような師尹関係の歌がある。

もろまさの侍従の詠ませ給ふに

①遠く行く君を思ふに人もみな時鳥さへなきぬべらなり　（七三九）

師尹の頭中将、あづまへ下る女に、櫛のはこ鏡など調

じてやり給ふにそふとて

②別れてもけふより後は玉匣あけくれみべきかたみなりけり（七六一）いすれも貫之の代作歌である。①の詠歌事情ははつきりしないが、この歌の前には次のような歌群（七三六・七三八）がある。

師氏少将信濃へ行く人に馬の餌せんとて詠ませ給へる

我にしも草の枕はこはなくにものへと聞けば惜しくぞありける
君が行く所と聞けば月見つつをばすて山ぞ恋しかるべき
おなし少将、ものへ行く人に火打ちの具して、これに

薰物を加へてやるに、詠める

をりをりにうちてたく火の煙あらば心ざすかを忍べとぞ思ふ

これらは師尹の兄の師氏少将が都を去る人に詠み送った歌を、貫之が代作したものである。師氏の少将時代は承平四年閏正月から天慶四年三月蔵人頭になるまで、師尹が侍従であった承平五年二月から同七年三月までと重なるので、これらの歌群のうち、七三八と七三九とは同じ詠歌事情のものとで詠まれたとみてよからう。

②は、天理図書館蔵為氏筆本（二四）には、

中納言藤原時平心かけ給ひける女の東へ下りけるに、

櫛のはこの具どもつかはしける、鏡にそへて給はむと
て詠ませ給ひける

別れてもけふよりのちはたまくしげあけくれ見べきかたみなりけり
とあり、詠歌事情に小異がみられる。為氏本のような事情であるならば、時平が中納言になつた寛平五年二月から同九年六月に大納言に陞るまでの間の詠作となる。一方、歌仙本によれば、師尹が頭中将であつた天慶七年四月から同八年十一月までの間の詠作といふことになる。貫之は『異本三十六人歌仙伝』に「天慶九年月日卒」とあるところから、天慶九年に亡くなつたといわれるので、最晩年の詠作といふことになる。この歌をめぐつて、山口博氏は、為氏本にしたがい、貫之が時平の代詠をしたとみて、代作を依頼するに足る専門歌人として、貫之が時平に認められていたことを示しており、両者のつながりを示すものとして注目している。この歌については問題があるので、ひとまず描くとして、師尹が人に送る歌の代作を貫之に依頼したことは①からも明らかである。

これらは師尹との直接的な関係であるが、間接的な関係として、屏風歌の詠進がある。『貫之集』には次のような屏風歌（西本願寺本二一八一二）がある。

承平二年左大臣殿二郎侍従の御屏風歌、稻荷詣

はるがすみたちたまじりつゝ、いなり山こゆるこゝろの人しれぬかな

いやしき人神まつる

さかき葉の色がはりせぬ百とせの今日ごとにこそまつりまつらめ

十一月臨時祭

ゆふだすきかけても人をおもはねどうづきも今日もまたあかぬかな

十二月晦の雪

わがやどにふるしら雪を春にまた年こえぬまの花とこそみれ

この屏風歌は『貫之集』の伝本のうち、第二類の天理図書館蔵為氏本には

なく、第一類のみにあり、詞書は、

おなじ二年左大臣殿の五らうのじどうの屏風のゑ (歌仙本三三六)

おなじとし同月左大臣殿の五節いだしたまふ屏風哥 (御所本三四一)

などと、諸本によつて相違がある。このうち御所本に五節の屏風歌とある点は他と著しく相違する。これは「五郎」を「五節」と誤説したことによつて生じた改竄本文であるからと思われる。これを除く西本願寺本と歌仙本とに共通しているのは、「承平二年」「左大臣」「侍従」などの年時・人物を指す語で、これが屏風歌の詠作事情を考える手掛かりになる。

貫之生存中に左大臣の経験のある人物の二郎には、時平の子の頤忠、忠平の子の師輔、実頼の子の頼忠がいる。この中で承平年間に侍従であった者はいない。次に五郎についてみると、五郎に当たるのは忠平の子の師尹ひとりである。師尹は承平五年二月から同七年三月まで侍従であつたが、「おなじ（承平）二年」とある本文に抵触する。しかし、この部分は御所本に「おなじとし」とあり、前歌の「承平六年」を承けているとみると、師尹の侍従時代に重なる。これらのことと総合すると、この屏風歌は承平六年に左大臣忠平の五郎で侍従であつた師尹のために詠んだものと考えられる。

貫之に次いで、師尹とかかわりのあつた歌人は元輔である。師尹と元輔

との関係は、師尹五十賀の屏風歌の詠進だけでなく、師尹の催した歌会・遊覧などでも元輔は歌を詠んでいる。前に師尹・高明などが遊覧した折の歌を掲げたが、その他にも次のような詠作がある。

歌仙本一三三一～一三五番には、

九月二十日のほどに、大将のさがのにまかりたりしに
よみて侍し

こぬ人になによたとへてかたらましくるゝ秋おしむのべの心ちを

かへり侍てまたの日、かの大将の家にしてしぐれし侍

しに
冬をあさみまたはつ時雨と思ひしをたえざりけるを老の涙も

おなじ大将の家に、なが月ばかりのかうしよ侍しに、

きくの花
秋ふかみまだきにをゆる菊みれば花のうへともおもほえぬ哉

という歌群がある。一三三番の詞書は、甲本・丙本には、それぞれ

九月二十日のほどに、右大将嵯峨野見にまかりたりしともにまかりて

詠みて侍りし (甲一三五)

九月二十日のほどに、右大将さけのみにまかりいでたるともにまかりて詠みて侍りし

(丙一三一)

甲本・丙本の詞書にみえる「右大将」の呼称のうち、具体的に人物を特定できるのは、前に取り上げた二首(甲二七・甲本二四、丙本二九・丙本二六)で、これらは藤原師尹のことであつた。一三五番の「右大将」の本文も二本間に異同はなく、一応、師尹の呼称とみてよがろう。これを裏付けよう。『日本紀略』安和元年九月十九日の条には「右大臣已下遊覽桂川西。宇南院殿云々」とある。この「南院」の位置は明らかでなく確かにことはいえないが、「桂川西」と嵯峨野はほぼ同じ地域であるので、一三三番は安和元年九月十九日に師尹の嵯峨野遊覧の供をした元輔の詠作で、一三四番はその翌日の詠作である。

一三五番は丙本では六番に重出して、詞書には、

八月、左大将のいへに、かんしんしはべりしに、きくのはな

とあり、ここでは「八月」「左大将」と相異している。しかし、歌に「秋ふかみ」「をゆる菊」とあるので、「九月」とあるのがよい。師尹が右大将であつた期間で、九月に庚申があつたのは、次の六回である。

天徳二年九月一三日 同三年九月一八日

同四年九月二三日

応和二年九月五日

同三年九月一日

康保三年九月二十九日

このうち天徳四年九月二二日は夜半ごろ内裏が焼亡し、師尹は参内しているので、庚申の催しなかつたと推測される。残るなかで歌に適合するのでは閏七月があつた天徳二年と閏八月があつた康保三年である。このどちらであるかは明確にはできない。

また、歌仙本二五番には、

安和二年二月五日、一条の大まうちぎみ、白河の院に

てねのひし侍りしに

若菜つむ子の日の松の千世のかげすみつみせよ白河の水

とある。この歌は甲本（二八）・丙本（三〇）にもあり、詠歌事情は歌仙本とほぼ同じである。この詞書の「一条の大まうちぎみ」は普通には藤原伊尹のことであるが、萩谷朴氏⁽⁸⁾も指摘しているように、伊尹は安和二年当時は権大納言であるので、「大まうちぎみ」という呼称はふさわしくない。また、白河院は『本朝文粹』（詩序四）に「白河院者、故左相府之山庄也」とあるように師尹の別業であるので、「一条」は「こ一條」の誤りと考えられる。なお、「安和二年二月五日」という年時については、西本願寺本（三五）に「安和二年二月子日とうの中将さねすけ朝臣、小野の宮の太政大臣の子日しはべりける日よみてつかはしける」とあることが問題になる。これについて萩谷氏は「元輔は当日、小一条右大臣の白河第に参上していた筈であるから、実資の為には、予め和歌を詠作して、進上しておいたものと考える」といわれている通りであろう。このころの元輔は小一条師尹との關係を保ちながら、小野宮家にも接近しつつあつた。

師尹と和歌とのかかわりは、当時の他の権門にみられるそれと大きな違ひはみられない。『元輔集』によつて師尹がしばしば歌会を催していた事実も明らかになり、家集こそ残さなかつたが、和歌について深い関心をもつていたことが知られる。また、歌人として特筆すべきほどの作品数もないが、そのなかにも歌才の片鱗が窺われる。

以上、師尹の人物像についてみてきたが、師尹が安和の変の首謀者であるという風聞は事件の真相を歪曲しており、『栄花物語』の人物評も、師尹の人間性を的確に言い表わしたものとは言えず、風聞や風評で師尹の人間

性はゆがめられて後世に伝えられることになった。廉直とも剛直とも言える師尹の性格は、ともすれば人間関係において円滑さを欠くことはあったが、政治的人間としては明確な規範性をもつてゐた実務家肌の貴族であつたと考えられる。

（一九九三年十一月三十日受理）

注

（1） 実方については拙著『実方集注釈』（私家集注釈叢刊5 平成五年、貴重本刊行会）の「解説」において問題点を中心に記したので参照願いたい。

（2） 安和の変については歴史学の分野でも幾多の研究があるが、どれもほとんど同じ史料を用いており、従来の研究を整理、批判する方法は有効とは考えられないで、それらにはあえて言及しなかつた。

（3） 義盛の素性は明らかでないが、貞盛の親族であれば、千晴と義盛の対立にも、將門の乱の不均衡な恩賞に遠因があると思われる。

（4） 石母田正氏『古代末期政治史序説』（昭和三一年、未来社）。なお満仲を師尹の従者＝侍とみているが、特別の論拠があるわけではない。

（5） 藤本一恵氏『清原元輔集全稿』（平成元年、風間書房）。書陵部藏丙本によつて、「三月十四日」と本文を改め、西本願寺本の「二月十四日」の本文でもよいといわれている。

（6） 拙稿「大鏡の方法」（『中古文学論考』昭和四七年、有精堂）

（7） 『王朝歌壇の研究』（朱雀朝編）（昭和四八年、桜楓社）

（8） 「清少納言の父元輔の閑歴」（『国学院雑誌』昭和五二・一二）